

標準ロータリー地域社会共同隊定款と細則

第1条 一 目的と目標

ロータリー地域社会共同隊の目的は、地域社会が自らのニーズに取り組めるよう、持続的な奉仕活動を立案し、参加することを通じて地域に力を与えることである。

ロータリー地域社会共同隊の目標は次の通りである。

- 1) ロータリアンとそれ以外の人々が合同で地域促進に取り組めるような協力関係を築き上げる。
- 2) 地域で最も緊要な関心事項と、それに対する持続的な方策を特定できるのは、その住民であるという認識の下、人々が積極的に自らのニーズに取り組んでいけるよう支援する。
- 3) 重点的な奉仕プロジェクトを立案、実施する上で、地域社会の多様な人々に参加してもらうことによって、地域のニーズに取り組む持続的な解決策を推進する。

第2条 一 提唱

各共同隊は、一つまたは複数の地元ロータリー・クラブが提唱するものとし、そのクラブはロータリアンから成る委員会を通じ、共同隊の活動、プログラム、および方針に関する助言を与えるものとする。提唱ロータリー・クラブは、積極的に共同隊の活動に参加しなければならない。

共同隊の隊員は、提唱ロータリー・クラブの会員ではない。また隊員は、準ロータリアンあるいは見習いロータリアンとみなされるべきではない。

第3条 一 隊員資格

- a) ロータリー地域社会共同隊は、指導者としての素質を備え、地域を向上させる意欲と能力を備えた、善良なる人格の成人により構成されるべきである。また、共同隊の所在する地域に居住、就職、または通学している人々を対象にするものとする。
- b) 各共同隊員の選出方法は、その共同隊が提唱ロータリー・クラブと相談の上決定するものとする。
- c) 隊員は、次のような場合に隊員資格を失う場合がある。
 - (1) 隊員資格が維持できない場合

(2) 隊員の義務を果たしている全隊員の3分の2以上の投票によって正当な理由があると決定された場合

第4条 — 会合

- a) 全隊員は、会合への出席を優先事項の一つとすべきである。各共同隊は、隊員に都合の良い時間と場所を選び、毎月少なくとも1度会合を持つものとする。
- b) 各共同隊の指導部は、毎月少なくとも1度、あるいは、ロータリー地域社会共同隊の活動を成功させるためにプログラムの管理と監督が必要とされるたび、会合を持つものとする。
- c) 共同隊あるいはその指導部の会合は、提唱クラブのロータリー地域社会共同隊委員(またはそのクラブの会長により指名されたロータリアン)が出席していない場合、公式の会合とはみなされないものとする。

第5条 — 指導部

- a) 各共同隊の指導部は、提唱ロータリー・クラブと相談の上、共同隊自身が定める数の隊員により構成されるものとし、全員が隊員の義務を果たしている者の中から選出されるものとする。
- b) 指導部のメンバーは各地域の慣習および流儀に適った方法によって選出されるものとするが、過半数を超える賛成を、選出の条件とする必要はないものとする。
- c) 指導部は、その共同隊を代表して提唱ロータリー・クラブおよび一般市民と対応する代表者一名を、指導部の中から選出するものとする。
- d) 指導部全員の任期は一年とするが、提唱ロータリー・クラブと相談の上、それより短い任期に決定した場合は例外とする。

第6条 — 活動とプロジェクト

- a) 各共同隊はその活動の計画、主催、資金調達および実行に責任を持つものとする。ただし、ほかの組織と共同で行うプロジェクトおよび活動では、その(それらの)組織と責任を共有するものとする。共同隊のプロジェクトまたは活動による純収益はすべて、その共同隊のプロジェクト経費の支払いに使われるものとする。

- b) 各共同隊は、その活動において主要プロジェクトを毎年最低2件実施するものとする。その内の1件は地域社会に奉仕するためのものとし、もう1件は、隊員が自らの職業を通じて奉仕するか、あるいは隊員の職業的スキルを向上させる機会を提供するものとする。これらのプロジェクトには、共同隊員の全員、またはほぼ全員が参加するものとする。

職業奉仕委員会は、共同隊の業務におけるすべての取引において高潔性を推進し、職業奉仕プロジェクトを押し進めるものとする。

- c) 各共同隊は、その活動とプロジェクトの実施に必要な資金を集めるものとする。臨時または偶発的な場合を除き、提唱ロータリー・クラブに財政援助を求めたり、それを受け取ったりしないものとし、ほかのロータリー・クラブ、あるいはほかのロータリー地域社会共同隊に資金懇請全般をしないものとする。また、共同隊は提唱ロータリー・クラブの事前承諾なしに、地域の個人、事業体、および組織に資金援助を求めないものとする。共同隊のプロジェクトまたは活動による純収益はすべて、その共同隊のプロジェクト経費の支払いに使われるものとする。

第7条 — 委員会

共同隊の代表者は、指導部の承認を得た上で、必要と思われる委員会をその任務を指定して任命できる。各共同隊に、管理運営、職業奉仕、地域社会奉仕、および財務担当の委員会を設置するよう奨励される。それらの委員会は、任務の完了、任命した共同隊代表者による解任、あるいはその代表者の任期終了の、いずれか早い方をもって失効となるものとする。

第8条 — 入会金と会費

- a) ロータリー地域社会共同隊員の入会金、会費または分担金は、ごくわずかとし、あくまでも運営費を賄えるだけの金額とする。
- b) 実施する活動およびプロジェクトの資金は、これらの入会金あるいは分担金とは別に調達するものとする。
- c) 毎年一回、有資格者がすべての財務取引について徹底した財務監査を行い、共同隊員および提唱ロータリー・クラブにその結果を報告するものとする。

第9条 — 定款の承諾

ロータリー地域社会共同隊の隊員は全て、入隊を受諾あるいは隊員身分を継続することにより、ここに記されたロータリー地域社会共同隊の原則を承諾し、本定款を順守することに同意したとみなされる。

第10条 — 細則の採択

各共同隊はその運営と管理のための細則を採択するものとする。細則は、国際ロータリー理事会が承認した標準ロータリー地域社会共同隊細則に類似するものとするが、各共同隊の細則は、地域の習慣や流儀に従い、標準細則に変更を加えたものとするができる。

第11条 — 記章

ロータリー地域社会共同隊の記章は、隊員の専用と便益のためだけに使用されるものとする。各隊員は、隊員身分を持続中、品位ある妥当な方法でその記章を着用し、あるいはその他の方法で展示する資格を与えられるものとする。各隊員は、隊員身分の終結、または共同隊の解散をもって、この資格を放棄するものとする。

第12条 — 存続期間

- a) 各共同隊は、本定款の規定に従い機能している限り、また以下の様に解散されない限り存続するものとする。
 - (1) 共同隊自身が解散を決定し、それを実行する場合。
 - (2) 提唱ロータリー・クラブがその共同隊の提唱を取り消した場合。
 - (3) 共同隊が本定款に従って機能していない、あるいはその他の理由で、国際ロータリーにより解散させられる場合。
- b) 各共同隊の解散をもって、個人および団体としての共同隊と隊員は、ロータリー地域社会共同隊の名称および記章に関連する権利および特権を、すべて放棄するものとする。

第13条 — 改正

本定款は国際ロータリー理事会の議決によってのみ改正でき、RI理事会によって標準ロータリー地域社会共同隊細則へのいかなる修正が採択された場合も、本定款への修正が自動的に加えられるものとする。

標準ロータリー地域社会共同隊細則

A項 — 名称

本組織の名称は「_____ロータリー地域社会共同隊」とし、_____ロータリー・クラブを提唱クラブとする。

B項 — 定款の承認

本組織は、国際ロータリー理事会が採択した標準ロータリー地域社会共同隊定款に従って運営される。

C項 — 選挙

- 1) 指導部メンバーの選挙は毎年_____月_____日までに実施されるものとし、指導部の代表者は、指導部によってその選挙から一週間以内に選出されるものとする。選出された指導部とその代表者は選挙後の_____月_____日までに就任するものとする。
- 2) 指導部候補者の指名は、書面で行われ、投票が行われる例会の少なくとも一週間前までに指導部代表者に提出されるものとする。選挙は、選挙実施日に先立つ例会において告知され、投票は無記名で行われるものとする。投票は、定足数を満たす隊員がその例会に出席していることを条件に、出席隊員の過半数の票を獲得し、かつ隊員の義務を果たしている候補者が選出されるものとする。

D項 — 役員の責務

- 1) 【代表者】 代表者は、共同隊とその指導部のすべての例会および特別会合で議長を務めるものとし、共同隊の次回の選挙まで、指導部の欠員を補填するものとする。代表者は、全委員会の職権上の委員であり、投票権を持つものとする。
- 2) 【会計担当】 会計担当は指導部の一員が務め、共同隊の全資金と必要な全記録の管理、および指導部承認の銀行への全資金の入金を担当するものとする。会計担当は共同隊の例会ごとに財務状況を報告し、財務記録はすべてどの隊員でも点検できるようにしておくものとする。支払いはすべて小切手で行われ、指導部の、権限のあるメンバー2名が必ず小切手に署名するものとする。

E項 — 会合

- 1) 共同隊とその指導部は、任意の日時と場所で会合を開くものとする。共同隊は毎月少なくとも1回、指導部は毎月少なくとも1回会合を開くも

のとする。

- 2) 共同隊のどの例会または特別会合においても、隊員の義務を果たしている隊員の過半数の出席をもって、定足数を満たしたとみなされるものとする。指導部のどの会合においても、メンバーのいずれか4名の出席をもって、定足数を満たしたとみなされるものとする。

F項— 入会金と会費

- 1) 新隊員のに入隊納付金は_____とする。年会費は_____で、毎月_____ずつ支払われるものとする。
- 2) 納付金と会費が完納されなければ、隊員は、隊員の義務を果たしているとみなされない。

G項 — 委員会

代表者は、指導部の承認を受けて以下の常任委員会を任命するものとする。

- 1) 【運営】 この委員会は、出席、隊員増進プログラム、親睦、広報、その他適当とみなされる事項の責任を持つものとする。
- 2) 【地域社会奉仕】 この委員会は、地域社会に奉仕する目的で企画するプロジェクトを策定し、計画する責任を持つものとする。
- 3) 【職業奉仕】 この委員会は、共同隊の業務におけるすべての取引において高潔性を推進し、職業奉仕プロジェクトを発起するものとする。
- 4) 【財務】 この委員会は、資金を必要とする、共同隊のすべての活動において、資金調達の方法と手段を考案し、その活動のために適切なほかの委員会と協力する責任を持つものとする。

H項 — 改正

- 1) 本細則は、隊員の義務を果たしている隊員が定足数出席している共同隊例会または特別会合において多数決により改正できるが、その少なくとも14日前までに、出席者が定足数を満たす共同隊例会においてそのような改正案を投票にかけるという意向が通知され、かつその改正が提唱ロータリー・クラブにより承認されることを条件とする。
- 2) 本細則のいかなる条項も、国際ロータリー理事会が採択したロータリー地域社会共同隊定款のいかなる規定にも反してはならない。